

改正案

現行

<p>（公開買付開始公告の掲載事項）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げるいずれかの事項</p> <p>イ 公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條第一項の規定による定時総会の決議の内容又は土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号。以下「土地再評価法」という。）第八条の二第一項に規定する取締役会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額</p> <p>ロ 公開買付けに係る商法第二百十三條第一項の規定による自己の株式の取得に係る株主総会の決議の内容若しくは同項ただし書の規定による自己の株式の取得に係る定款の定めの内容又は法第二十四条の六第二項に規定する償還株式（以下「償還株式</p>	<p>（公開買付開始公告の掲載事項）</p> <p>第四条 法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の三第一項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 次に掲げるいずれかの事項</p> <p>イ 公開買付けに係る自己の株式の取得についての商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百十條ノ二第二項若しくは第二百十二條ノ二第一項の規定による定時総会の決議の内容又は株式の消却の手續に関する商法の特例に関する法律（平成九年法律第五十五号。以下「株式消却特例法」という。）第三条第一項若しくは土地の再評価に関する法律（平成十年法律第三十四号。以下「土地再評価法」という。）第八条の二第一項に規定する取締役会の決議の内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額</p> <p>ロ 公開買付けに係る商法第二百十二條第一項本文の規定による自己の株式の取得に係る株主総会の決議の内容若しくは同項ただし書の規定による自己の株式の取得に係る定款の定めの内容又は法第二十四条の六第二項に規定する償還株式（以下「償還</p>
---	--

「と<sup>レ</sup>いう。」の消却に係る定款の定めの内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額

八 (略)

五・六 (略)

(あん分比例の方式)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項において一株とは、商法第二百二十一条第一項の規定により一単元の株式の数を定めた会社の株券にあつては当該一単元の株式の数とする。

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものに基づいて行う自己の株式の取得についての当該会社の業務執行を決定する機関による決定を行うものとする。

一 公開買付けをする会社の商法第二百十条第一項の規定による定時総会の決議又は土地再評価法第八条の二第一項に規定する取締

株式」という。」の消却に係る定款の定めの内容並びにそれに基づいて既に買付け等を行った上場株券等に係る株式の種類、数及び価額の総額

八 (略)

五・六 (略)

(あん分比例の方式)

第二十一条 (略)

2・3 (略)

4 第一項において一株とは、商法等の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第七十四号)附則第六条第一項の株式会社のうち、同法附則第十五条第一項の会社の株券にあつては同法附則第十六条に規定する一単位の株式の数とし、その他の株式会社(同法附則第六条第三項の株式会社を除く。)の株券で券面額が五百円未満のものは千株、券面額が五百円以上のものは百株とする。

(公表を要しない事項)

第二十三条 法第二十七条の二十二の三第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次の各号に掲げるものに基づいて行う自己の株式の取得についての当該会社の業務執行を決定する機関による決定を行うものとする。

一 公開買付けをする会社の商法第二百十条ノ二第二項若しくは第二百十二条ノ二第一項の規定による定時総会の決議又は株式消却

役会の決議

二 公開買付けをする会社の商法第二百十三条第一項の規定による株主総会の決議若しくは同項ただし書による定款の定め又は法第二十四条の六第二項に規定する償還株式の消却に係る定款の定め

特例法第三条第一項若しくは土地再評価法第八条の二第一項に規定する取締役会の決議

二 公開買付けをする会社の商法第二百十二条第一項本文の規定による株主総会の決議若しくは同項ただし書による定款の定め又は法第二十四条の六第二項に規定する償還株式の消却に係る定款の定め